

文部委員會議録 第十一号

昭和二十七年三月十九日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡田正男君 理事 若林 信一君

理事 松本 七郎君 理事 小林 保君

理事 鹿野 彦吉君 理事 甲木 章君

坂田 道太君 高木 昇君

圓谷 光衛君 渡部 義通君

井出 太郎君 浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部事務官(初等 田中 義男君)

中等教育局長(大 稻田 清助君)

文部事務官(大 寺中 作雄君)

文部事務官(社 会教育局長)

委員外の出席者

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

文部事務官(大 臣官房渉外課長)

君紹介(第一五五九号)
義務教育費国庫負担法制定に関する
請願(江崎眞澄君紹介)(第一五六〇
号)

学校給食継続実施等に関する請願
(前田正男君紹介)(第一五六一号)
同外一件(増田甲子七君外二名紹
介)(第一五九九号)

学校給食法制定に関する請願(田嶋
好文君紹介)(第一五六二号)

公民館に対する国庫補助金増額に関
する請願(若林義孝君外二名紹介)
(第一五九七号)

筑紫丘高等学校校舎存置に関する請
願(守島伍郎君紹介)(第一五九八
号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促
進に関する請願(佐々木盛雄君紹介)
(第一六〇〇号)

義務教育費国庫負担法制定等に関す
る請願(川野芳満君紹介)(第一六〇
一号)

同(川野芳満君紹介)(第一六〇二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日(三月十七日)の会議に付した事件

国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第四八号)

新たに入学する児童に対する教科用
図書の給與に関する法律案(内閣提
出第五〇号)

ユネスコ活動に関する法律案(内閣
提出第六二号)

図書館法の一部を改正する法律案

第一類第七号 文部委員會議録第十一号 昭和二十七年三月十九日

第一類第七号 文部委員會議録第十一号 昭和二十七年三月十九日

第一類第七号 文部委員會議録第十一号 昭和二十七年三月十九日

第一類第七号 文部委員會議録第十一号 昭和二十七年三月十九日

第一類第七号 文部委員會議録第十一号 昭和二十七年三月十九日

(内閣提出第七九号)(予)

〇竹尾委員長 これより会議を開きま
す。

日程の順序を変更いたしましたして、新
たに入学する児童に対する教科用図書
の給與に関する法律案を議題とし、提
案理由の説明を求めます。天野文部大
臣。

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科
用図書の給與に関する法律案

を附置する大学の学長、都道府県
立の小学校については都道府県の
教育委員会、市町村(市町村の組
合を含む。以下同じ)立の小学校
については市町村の教育委員会
(教育委員会の設置されていない
市町村にあつては市町村長とす
る。以下同じ)、私立の小学校に
ついては当該小学校を設置する学
校法人の理事長(以下「管理機関」
と総称する)が、国のために、そ
れぞれ、当該小学校の校長を通じ
て行うものとする。

(監督及び報告等の義務)

第三條 管理機関は、前條第二項の
規定による教科用図書の給與につ
いて、それぞれ、当該校長を監督
し、政令で定めるところにより、
給與した教科用図書の種類、その
給與を受けた児童の数その他必要
な事項を文部大臣に報告すると
もに給與した教科用図書の価額の
総額その他必要な事項を記載した
証明書(以下「教科用図書の発行者
に交付しなければならない。)

(調査及び報告)

第四條 文部大臣は、第二條第二項
の規定により管理機関が行う教科
用図書の給與に関する事務につ
いて、その実施の状況を調査し、及
び管理機関をして必要な報告をさ
せることができる。

2 文部大臣は、前項に定める場合
のほか、第二條第二項の規定によ
り市町村の教育委員会又は学校法

人の理事長が行う教科用図書の給
與に関する事務について、それぞ
れ、都道府県の教育委員会又は都
道府県知事に、その実施の状況を
調査させ、及び市町村の教育委員
会又は学校法人の理事長から必
要な報告を取らせることができる。
(契約の締結)

第五條 国は、第二條第一項の規定
による教科用図書の給與のため、
当該教科用図書の発行者と、発行
者が教科書の発行に関する臨時措
置法(昭和二十三年法律第百三十
二号)第十條第二項の規定により
小学校に供給した教科用図書のう
ち第二條第二項の規定により管理
機関が当該小学校の校長を通じて
児童に対し給與した教科用図書に
ついて、その対価を第六條に定め
る方法により支払うべき旨の契約
を締結することができる。

(対価の支払)

第六條 文部大臣は、教科用図書の
発行者が第三條に規定する証明書
を添えて前條の契約に係る対価に
つき適法な支払請求書を提出した
ときは、その支払請求書を受理し
た日から三十日以内に、代金を支
払わなければならない。

2 文部大臣は、前項の支払請求書
を受理した後、添付された証明書
に誤があることを認め、明瞭に、す
みやかに、その事由を明示して、
その旨を当該発行者に通知すると

ともに当該証明書を交付した管理機関にこれを送付し、当該管理機関に、誤があるかどうかを調査し、誤がないときはその旨を附記し、誤があつたときはその誤を訂正した上これを返送することを命じなければならぬ。この場合においては、前項の規定にかかわらず、文部大臣は、返送に係る証明書に誤がないと認めた場合には、証明書が到着した日から三十日以内に、当該証明書に係る代金を支払わなければならない。

3 当該年度の国の予算（追加予算を含む。）が成立しないため前二項の規定により難い場合における代金の支払の時期及びその額については、政令で特例を設けることができる。

（損害の賠償）

第七條 教育委員会又は学校法人の理事長が第三條の規定による文部大臣に対する報告書又は発行者に交付する証明書（第六條第二項の規定により文部大臣に返送する証明書を含む。）に作為を加え又は虚偽の記載をすることによつて、不当に国に損害を與えたときは、文部大臣は、当該都道府県若しくは市町村又は当該学校法人に対してその損害を賠償させることができる。

2 文部大臣は、前項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該教育委員会又は当該学校法人の理事長に対し、文書をもつて示さなければならない。

3 教育委員会又は学校法人の理事

長は、第一項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、文部大臣に対し、異議の申立をすることができぬ。

（都の特例）

第八條 この法律の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に關しては、都は、市町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用図書給與に関する法律（昭和二十六年法律第四十九号）は、廃止する。

3 当分の間、学校法人でない私人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該法人を学校法人とみなし、法人でない私人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私人を学校法人又は学校法人の理事長とみなして、この法律の規定を適用する。

○天野國務大臣 今回政府より提出いたしました新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案の大綱について御説明いたします。

昨年、第十国会において成立いたしました昭和二十六年年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律によりまして、本年度から、特に児童の国家公共心の涵養をはかるために、新入学児童に対して国語及び算数の教科用図書を給與する制度が確立されたのであります。ところが、この制

度につきましては、趣旨においては異論がなかつたのであります。が、実施の方法につきましては、問題もありましたので、これを一年限りの臨時の制度とし、さらに一年間の臨時の制度について研究いたすことになつていたのであります。そこで、政府といたしましては、各方面の意見を聞いて、慎重に研究を進めました結果、児童の国民としての自覚を深めることに資するともに、その前途を祝うという見地から、現行制度に必要な改善を加え、これを恒久的制度として存続することとし、ここに新たにこの法律案を提出することになつたのであります。

次に、この法律案の骨子について申し述べます。

第一に、教科用図書の給與を、国が行うことを明らかにしております。現行制度におきましては、市町村または都道府県が、教科用図書の給與について直接責任を持ち、国が費用の面で半額を援助するという形をとつていたわけでありましたが、今回は、国が特に費用の面におきましては全責任を持つことにしたのであります。

第二に、国語及び算数の教科用図書を、新たに入学する児童のすべてに対して給與することを明らかにしております。現在の制度は、予算の関係で、その対象を公立学校に入学する児童に限つており、国立及び私立の学校に入学する児童を除外してゐるのであります。が、今回は、この点を改めて、すべての新入学児童に対して国語及び算数の教科用図書を給與することにしたのであります。

第三に、国が教科用図書を児童に給與いたします場合に、国立学校につき

ましては、これを附置する大学の学長、公立学校につきましては教育委員会、教育委員会が設置されておりましたときは市町村長、私立学校につきましては学校法人の理事長または私人の協力を得ることとしたのであります。

その内容といたしましては、校長を通じて実際に教科用図書を児童に給與すること、文部大臣に必要な報告をし、調査に協力すること、発行者に対して必要な証明書を交付すること等がであります。従つて、国の仕事といたしましては、発行者と必要な契約を締結し、また、管理機関が交付いたしました証明書をよく調べまして、これに基づいて発行者に代金を支払うことになるのであります。なお、代金の支払いにつきましては、数多くの支払いが正確に行われ、また発行者に不当な損害を與えないようにするために必要な措置を講じております。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について、概要を御説明いたしました。何とぞこの法律案の必要性を認められ、十分御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長 本法案につきまして、文部当局より補足的説明を求められております。これを許します。田中政府委員。

○田中政府委員 新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案につきまして、大臣の説明を補足して御説明申し上げます。

昨年の四月から新たに公立学校に入学する児童に対して、国語及び算数の教科用図書を給與する制度が確立されたのでございますが、この制度に

つきましては、もちろん、その趣旨について異論はなかつたのであります。しかし、市町村が直接教科用図書の給與に対する責任を負う建前になつておりましたため、市町村の財政に負担を加えるという点と、代金の支払いが円滑に行かないために、発行者に対して特別の金融措置を講じなければならぬという点に問題があつたのでござい

ます。そこで、これらの問題を解決いたすためには、この法律案に規定いたしましたように、国が特にその費用について全責任を負う新しい制度の確立が必要になつたわけであり

ます。以下この法律案につきまして、逐條御説明申し上げます。

まず第一條には、この法律の目的を規定してございまして、国が新たに入学する児童に教科用図書を給與いたすことは、児童が国民の一員として国の援助のもとに教育を受けているという国民的自覚を深めることに資する

とともに、児童の前途を祝うためのものであることを明らかにいたしております。

第二條第一項は、国が、国立、公立、私立を問わず、すべての小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部の第一学年に入学する児童に対して国語及び算数の教科用図書を給與する責任を負つてゐることを明らかにしております。この場合におきまして、本年度と同様に、転学した児童については、転学後において使用する教科用図書を給與しないこととしておりますが、これは、一つにはすでに他の学校において教科用図書の給與を受けている場合が多いためであります。

同時に転学児童の実態が明らかでない現在におきましては、国の財政上の見通しもつかないからでございます。なお、政令におきましては、国語及び算数の教科用図書が検定または国定の教科用図書で、教育委員会または学校がその学校の第一学年の課程において使用する教科用図書として採択したものであることを明らかにしたいと考へております。

第二條第二項におきましては、この教科用図書の給與は、国立の小学校等についてはその小学校を附置する大学の学長、都道府県立の盲学校、ろう学校等については都道府県の教育委員会、市町村あるいは市町村の学校組合が設置する小学校等については市町村の教育委員会、教育委員会が設置されていない場合には市町村長、私立の小学校等についてはその小学校を設置する学校法人の理事長等の管理機関が、それ／＼に協力して、小学校の校長を通じて行ふことを規定いたしております。

第三條は、このほか、国に対する管理機関の協力方法を明らかにしております。まず、実際に教科用図書を児童に給與するのは、第二條第二項の規定によりまして校長になつておりますが、管理機関は、教科用図書の給與が的確に行われるようにこれを指導監督し、教科用図書を児童に給與いたしました場合には、どういふ教科用図書をどれだけの児童に給與したかというようになことを文部大臣に報告いたしますとともに、国の支払いを迅速且つ正確にいたしますために、給與した教科用図書の価額の総額が幾らになつたかというようなことを明らかにする証明書

を、発行者に交付いたすことにしております。なお、政令によりまして、いつまでにどういふ手続で、これらの報告や証明書の交付をしなければならぬいかというような手続を定めたいと考へております。

第四條は、文部大臣が報告を求めた調査を設けたりすることができるよう規定を設けております。この場合におきましては、市町村の教育委員会または市町村長の行う事務につきましては、都道府県の教育委員会の協力を得て、また学校法人の理事長の行う事務につきましては、私立学校を所管いたしております道府県知事の協力を得て調査報告をとることにいたしております。

第五條は、国と発行者との契約について規定しております。学年の初めに児童に給與する教科用図書は、すでに教科書の発行に関する臨時措置法の規定によりまして、発行の指示を受け、他の教科用図書とともに二月ごろから発送し、三月中には学校に届いてはならずありますが、その学校に届いてはいる教科用図書のうちで、この法律によりまして児童に給與するものの代金を、国が次に御説明いたしますような方法で発行者に支払うことを主たる内容とする契約を結ぶわけでございます。

第六條第一項は、児童に給與いたしました教科用図書の代金の正常な場合の支払い方法を定めておりますが、おむね一般の支払い条件と異なるところはございません。

第二項には、証明書に誤りがある場合の支払いの特例を規定してございす。管理機関の交付いたします証明書

は、一万を越えるものになりますので、一つの証明書にわずかの誤りがありましても、全体では非常に大きな誤差が生ずることになりますので、このような特例を設け、支払いの正確を期したわけでございます。

なお、この場合におきましては、発行者になるべく迷惑をかけないよう、事務処理の迅速化をはかりまともに、学年の初めに給與する教科用図書につきましては、その代金の九割程度を四月中に概算払いするようにいたしたいと考へております。

第三項は、追加予算を含めまして、国の予算が成立しないために、以上のような支払い方法がとれません場合に、政令で適宜の処置をとることを定めたものでございます。

第七條は、管理機関が不当に国に損害を與えた場合における学校の設置者の損害の賠償について規定してございす。管理機関の方で教師用図書くらいはという気持で、わずか一、二冊余分に見積りましても、全国では三万、四万の多数になるわけでありまから、そのようなことのないようにこの規定を設けたわけでございます。しかし、こういう措置は慎重にいたすべきでありますから、異議の申立て等の是正措置を同時に考慮した次第でございます。

最後に附則におきましては、第二項におきまして、昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用図書の給與に関する法律を廃止しておりますが、これはこの法律案が成立いたします場合には、当然のことでございます。次に第三項におきましては、私立学校法によりまして私立学校は原則として学校

法人が設置すべきことを定めてございす。また、私立の盲学校、ろう学校及び養護学校につきましては、なお当分の間、私人が設置することができることになつておりますので、この法律案におきまして学校法人または学校法人の理事長の行う事務につきましては、私人が行ふことを定めたものであります。

以上がこの法律案の要旨でございます。

○竹尾委員長 本法案に対します質疑は次会に譲ることいたします。

○竹尾委員長 次に、ユネスコ活動に関する法律案を議題とし、文部当局より提案理由の説明を求めます。天野文部大臣。

ユネスコ活動に関する法律案

目次

第一章 前文

第二章 ユネスコ活動（第一條）

第三章 ユネスコ活動（第二條）

第四章 ユネスコ活動（第三條）

第五章 ユネスコ活動（第四條）

第六章 ユネスコ活動（第五條）

第七章 ユネスコ活動（第六條）

第八章 ユネスコ活動（第七條）

第九章 ユネスコ活動（第八條）

第十章 ユネスコ活動（第九條）

第十一章 ユネスコ活動（第十條）

第十二章 ユネスコ活動（第十一條）

第十三章 ユネスコ活動（第十二條）

第十四章 ユネスコ活動（第十三條）

第十五章 ユネスコ活動（第十四條）

第十六章 ユネスコ活動（第十五條）

第十七章 ユネスコ活動（第十六條）

第十八章 ユネスコ活動（第十七條）

第十九章 ユネスコ活動（第十八條）

第二十章 ユネスコ活動（第十九條）

にこの法律を制定する。

第一章 ユネスコ活動

（ユネスコ活動の目標）

第一條 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和二十六年條約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。）の定めるところに従い、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じて、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

（定義）
第二條 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の目的を實現するために行う活動をいう。

（国外諸機関との協力）
第三條 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に關係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に關係のある団体等と協力しつつ展開されなければならない。

（国及び地方公共団体の活動）
第四條 国又は地方公共団体は、第一條の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があるとき、民間のユネスコ活動に対し助言を與え、及びこれに協力するものとする。

2 国又は地方公共団体は、民間の

をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(議決権の委任)

第十七條 国内委員会は、第十九條の運営規則で定めるところにより、運営小委員会の議決又は運営小委員会と他の小委員会の合同の議決をもつて国内委員会の議決とすることが出来る。

(事務局)

第十八條 国内委員会の事務を処理させるため、国内委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務総長、次長その他所要の職員を置く。

3 事務総長は、会長の一般的監督の下に、事務局の事務を総理する。

4 事務総長は、国内委員会の会議に出席し、及び会務に関し必要な助言をすることが出来る。

5 事務総長は、委員を兼ねることを妨げない。

6 事務局職員の任免は、文部大臣が行う。但し、事務総長の任免については、あらかじめ会長の意見を聞かなければならない。

7 事務局の内部組織は、文部省令で定める。

(運営規則)

第十九條 会長は、国内委員会の議決を経て、国内委員会の会議及び小委員会の運営に関し、必要な運営規則を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(最初の委員の推薦)

2 この法律により初めて任命される国内委員会の委員について行う推薦は、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣の承認を経て文部大臣が任命する二十五人以内の国内委員会第一回委員推薦委員が会議して行う。

3 前項の推薦に関し必要な事項は、政令で定める。

(最初の委員の任期)

4 この法律により初めて任命される国内委員会の委員（衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く。）の任期は、第十條第一項の規定にかかわらず、十八人については四年、十八人については三年、これら以外の者については二年とする。

5 前項の規定による委員の任期は、政令で定めるところにより、くじで定める。

(第一回の会議の招集)

6 国内委員会の第一回の会議は、第十五條の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

(文部省設置法の一部改正)

7 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「国立教育研究所」を「日本ユネスコ国内委員会」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 日本ユネスコ国内委員会は、わが国において国際連合教育科学文化機関の目的を實現するために行う活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関とする。

2 日本ユネスコ国内委員会の組織及び所掌事務については、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第 号）の定めるところによる。

(国家公務員法の一部改正)

8 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）

9 特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

(教育委員会法の一部改正)

10 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十九條中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

律（昭和二十七年法律第 号）に規定するユネスコ活動に関すること。

○天野國務大臣

ただいま上程になりましたユネスコ活動に関する法律案について、その提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

国際連合教育科学文化機関、すなわちユネスコは、第二次世界大戦が終りを告げ、平和を希望する人類の気持が最高潮に達したとき、一九四六年十一月、人の心の中に平和のとりでを築き、人類の知的、精神的連帯の上に、教育、科学及び文化を通じて恒久平和を確立しようとする崇高な理想のもとに創設された国際機関であります。このユネスコの理想に共鳴し、それを普及しようとするユネスコ運動は、いち早くわが国民の間にも芽ばえ、年とともに次第に根を張り、ユネスコに加盟する以前、すでに力強く展開されたのであります。そしてわが国民の年々の宿望でありましたユネスコ加盟は遂に達せられ、国会の承認を得、昨年七月、わが国は正式にユネスコの加盟国になったのであります。平和條約の締結前に、しかも、国際連合に加盟してない日本が、ユネスコの加盟国となりましたことは、わが国にとりまして特に深い意義のあることと信ずるのであります。

わが国のユネスコ加盟を機といたしまして、国内におけるユネスコ活動も一段と活発となつて参りました。さて、ユネスコ活動の進展をはかるため、ユネスコ憲章第七條によりますと、各加盟国が広く政府及び教育、科学及び文化の事項に携わつている主要な団体を代表する国内委員会を設立することが望ましいとされております。そして現在ユネスコ加盟国六十四箇國中、国内委員会を設けている国は五十八箇国に上つております。わが国におきましても、この国内委員会の問題はもとより、その他ユネスコ活動の進展方策につきましても、つとに各方面から深い関心が寄せられておりましたことは周知の通りであります。政府といたしまして、この問題は広く国民各層の意向を十分取り入れて処置すべきものと考え、昨春秋各界の有識者よりなるユネスコ国内委員会設置準備会を設置し、その審議を煩わした次第であります。同準備会では慎重審議の結果、本年一月きわめて有益な答申を寄せられました。政府は、この準備会の答申を骨子として、この法律案を作成したわけでありまして、

次に、本法律案の内容の概要を申し上げます。まずユネスコ活動の有する国際的意義にかんがみ、また、ユネスコ活動が全国民的な基礎の上に官民一体となつて、強力に展開されるものである点を重視しまして、本法律案に異例の前文を付していることに御留意願います。前文においては、ユネスコが世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつつあることの意義を高く評価し、政府及び国民の活動により、その事業に積極的の協力するべしと決意を宣明してゐるものであります。

次に、本法律案は二章から成り、第一章はユネスコ活動に関するもの、第二章は日本ユネスコ国内委員会に関するものとなつております。

まず、第一章におきましては、ユネスコ活動の目標その他ユネスコ活動の

な団体を代表する国内委員会を設立することが望ましいとされております。そして現在ユネスコ加盟国六十四箇國中、国内委員会を設けている国は五十八箇国に上つております。わが国におきましても、この国内委員会の問題はもとより、その他ユネスコ活動の進展方策につきましても、つとに各方面から深い関心が寄せられておりましたことは周知の通りであります。政府といたしまして、この問題は広く国民各層の意向を十分取り入れて処置すべきものと考え、昨春秋各界の有識者よりなるユネスコ国内委員会設置準備会を設置し、その審議を煩わした次第であります。同準備会では慎重審議の結果、本年一月きわめて有益な答申を寄せられました。政府は、この準備会の答申を骨子として、この法律案を作成したわけでありまして、

次に、本法律案の内容の概要を申し上げます。まずユネスコ活動の有する国際的意義にかんがみ、また、ユネスコ活動が全国民的な基礎の上に官民一体となつて、強力に展開されるものである点を重視しまして、本法律案に異例の前文を付していることに御留意願います。前文においては、ユネスコが世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつつあることの意義を高く評価し、政府及び国民の活動により、その事業に積極的の協力するべしと決意を宣明してゐるものであります。

次に、本法律案は二章から成り、第一章はユネスコ活動に関するもの、第二章は日本ユネスコ国内委員会に関するものとなつております。

まず、第一章におきましては、ユネスコ活動の目標その他ユネスコ活動の

な団体を代表する国内委員会を設立することが望ましいとされております。そして現在ユネスコ加盟国六十四箇國中、国内委員会を設けている国は五十八箇国に上つております。わが国におきましても、この国内委員会の問題はもとより、その他ユネスコ活動の進展方策につきましても、つとに各方面から深い関心が寄せられておりましたことは周知の通りであります。政府といたしまして、この問題は広く国民各層の意向を十分取り入れて処置すべきものと考え、昨春秋各界の有識者よりなるユネスコ国内委員会設置準備会を設置し、その審議を煩わした次第であります。同準備会では慎重審議の結果、本年一月きわめて有益な答申を寄せられました。政府は、この準備会の答申を骨子として、この法律案を作成したわけでありまして、

次に、本法律案の内容の概要を申し上げます。まずユネスコ活動の有する国際的意義にかんがみ、また、ユネスコ活動が全国民的な基礎の上に官民一体となつて、強力に展開されるものである点を重視しまして、本法律案に異例の前文を付していることに御留意願います。前文においては、ユネスコが世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつつあることの意義を高く評価し、政府及び国民の活動により、その事業に積極的の協力するべしと決意を宣明してゐるものであります。

次に、本法律案は二章から成り、第一章はユネスコ活動に関するもの、第二章は日本ユネスコ国内委員会に関するものとなつております。

まず、第一章におきましては、ユネスコ活動の目標その他ユネスコ活動の

基本的なあり方を規定し、政府も国民も、ともに力を合せ、国の内外にわたり、ユネスコ活動の健全な発展に努力することを期しているものであります。そしてまた、ユネスコが国際連合の専門機関であり、ユネスコ活動も当然に国際連合の精神に基くべきものであることにかんがみまして、第一條は、わが国におけるユネスコ活動が、国際連合の精神にのっとり行われるべきことを特に規定しているものであります。また、ユネスコの精神や活動は、国際連盟当時の知的協力国際委員会とは異なり、少数の知識階級に限られることなく、国民大衆の間に広く根を張り成長してこそ、初めてその目的とする世界平和に対する力強い支柱ともなり得るのであります。その意味において第一條に「わが国民の間に広く国際的理解を深める」云々という規定を置いたのであります。

次いで第二章は、日本ユネスコ国内委員会に関する規定であります。ユネスコとわが国民とを結びつけ、国民の間にユネスコ精神を普及し、ユネスコ活動を刺激する原動力ともなるべきものは、ユネスコ国内委員会であるべきです。このユネスコ国内委員会は、国際條約であるユネスコ憲章第七條の規定の趣旨に従つて設けられる点におきまして、国内の諸機関と異なる特徴を持つております。それは、各ユネスコ加盟国の国内委員会に共通した性格や機能を持ちますとともに、日本の特殊事情に即応するものでなければならぬのであります。この法律案におきましては、この両方の要求が満たされるように留意してあるものであります。

国内委員会の性格、わが国における

ユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のために設けられる文部省の機関であり、国家行政組織法上は、同法第八條の機関であります。しかし、單なる審議ないしは諮問機関たるにとどまらず、広く企画、連絡、調査、普及等の機能をも持つことになつてしまつた。これは国内委員会に対する内外の期待に沿うため、国内委員会の所掌事務をできるだけ広くしようとするためであります。

国内委員会の構成につきましては、ユネスコ憲章第七條の趣旨にのっとり、広く教育、科学及び文化の領域を代表する人物の参加を得るとともに、また国会の代表者、政府職員等の参加を得、真に民主的な基礎の上に、しかもわが国情に即して組織されますよう留意いたしました。すなわち同委員会には六十名以内の委員をもつて構成することとし、選出分野とその人員とは法律をもつて明記いたしました。またユネスコ活動の特殊性にかんがみ、委員二人については国会議員の中から出たにたゞことにはいたしてあります。さらにまた委員の地位の重要性にかんがみ、両院から指名される国会議員以外の委員については、国内委員会から推薦された者について内閣の承認を経て任命するものとしたのであります。これは、委員の選考についても、あくまで民主的であることを期するためであります。

国内委員会は文部大臣が所轄するのであります。ユネスコ関係の事務は、国の對外政策の遂行と緊密な關係を保つ必要がありまゝで、これにつきましては外務大臣と緊密に連絡して行つて規定し、外務省の對外的機能と

の調整に留意いたしました。

なお、国内委員会の広汎な所掌事務を遂行し、所期の成果を収めるには、充実した事務機構が必要であります。そこで、国内委員会に事務局を置き、事務総長およびその他の職員を置くこととしたいたしました。

最後に一言申し添えますが、近くわが国に設けらるべき国内委員会の組織や活動に對しては、国内はいふまでもなく、ユネスコ本部その他の加盟国におきましても、多大の関心と期待を寄せているのであります。この内外の期待に沿うためにも、ぜひとも、わが国に於けるユネスコ活動を設けたいものであります。そして、わが国の教育、科学、文化の向上に努めるとともに、その成果を広く世界各國に伝え、国際交流を盛んにし、諸外國との理解と協力の關係を進めることにより、世界平和と人類の福祉に對し、積極的な貢獻をなし得るようになりまことを、私は衷心より切望するものであります。そこそこ日本民族の明日の名誉と光榮も期し得られると思ふのであります。この法律案は、以上の目標の達成にとり大きな原動力となることを、私は確信するものであります。

以上、本法律案提出の理由及びその大要を述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○竹尾委員長 ただいまの文部大臣の提案理由の説明に對しまして、文部当局より補足的説明を求められております。これを許します。説明員文部省渉外ユネスコ課長鈴木久春君。

○鈴木説明員 ただいま上程になりましたユネスコ活動に関する法律案につ

いて大臣の提案理由を補足して御説明申し上げたいと存じます。

本案は、文部省に設置されたユネスコ国内委員会準備会の答申に基いて作成してあります。同準備会を設置するに至つた経緯について若干御説明申し上げます。ユネスコについては、昨年七月の正式加盟前から、各方面でいろいろと活発な運動が展開されてお

り、加盟後もこれらの活動を有機的に盛り上げて行く必要がありま。またユネスコが国際連盟時代のいわゆる知的協力委員会たるにとどまらず、真に国民一般の上に根を張つたものとする必要も痛感されます。これらの必要を満たすためには、この問題についての法律案を考へる場合にあたり、広く社会各方面の意見を取り入れる方途をぜひとらなければならぬものと考へた次第であります。そしてユネスコ国内委員会の問題については、以前から教育刷新審議会、日本學術會議、また民間のユネスコ協力会等各方面でいろいろな構想が立てられていたものであります。こうした情勢にかんがみまして、政府は昭和二十六年十一月二日の閣議決定による審議会として、衆参両院議員各一名の方々にオヴザパーとして御参加をお願い、文部省に二十三人からなるユネスコ国内委員会設置準備会を設けたわけでありま。同準備会は熱心にかつ慎重に審議の結果、本年一月正式の答申と建議とを寄せられましたので、政府はこの答申と建議とをあくまで尊重しつゝ必要な考慮を加へ、本案を作成したのであります。

この法律案はユネスコ国内委員会に関する事項のみでなく、わが国におけるユネスコ活動の目標、その他ユネスコ活動の基本的なあり方を規定した点におきまして、他國のユネスコに関する法制と異なる著しい特色を持つてゐるのであります。また大臣から説明申し上げた通りの理由で前文を付した点においても、この法案の特殊な性格をお説取りいただけるものと思ひます。

この前文においては、日本国民が世界平和の確立と人類の福祉の増進に對するユネスコの貢獻を高く評価し、政府及び国民の活動によりユネスコの事業に積極的に協力することを決意した旨を宣明いたしております。そして、教育科学文化を通じて国際連盟、ユネスコ憲章及び世界人權宣言の精神の実現をはかるため、この法律を制定すると述べております。

ユネスコは国際連合の専門機関であり、国際連合と緊密に協力して活動いたしてゐるのであります。従いまし、ユネスコ活動も国際連合憲章に示された精神にのっとりべきものであることは論をまたないものであります。また、国際連合總會が採択いたしました世界人權宣言の精神の普及は、ユネスコの最も重要な活動の一つとされております。なぜならば、世界人權宣言は十八世紀以来の基本的人權の保障を國境を越え、人種の差別を超越して人類全体に押し及ぼすとともに、すべての人の尊嚴と權利を保障しようとする意味において世界平和の礎となり、實質的な裏づけともなるからであります。国際連盟、ユネスコ憲章及び世界人權宣言は人類に共通の理想を象徴した画期的しかも古典的な文獻であります。前文においては、これらの崇高な精神をわが国民の間に実現して行くこ

とを、この法律案の制定の目的として
うたつてゐるわけでありませう。

第一章におきましては、ユネスコ活
動の基本的なあり方を掲げておりま
す。第一條はわが国におけるユネスコ
活動の目標がユネスコ憲章に從ひ、国
際連合の精神にのつとて、教育科学
及び文化を通じて、国民の間に広く国際
的理解を深めるとともに、わが国民と
世界諸国民との間に、理解と協力の関
係を進め、もつて、世界の平和と人類
の福祉に貢献することであることを宣明
いたしております。ユネスコ活動が平和
のための力強い礎石となり得るため
は、その精神や活動は、国際連盟当
時の知的協力国際委員会と異なり、選
ばれた少数の知識階級に独占せらるべ
きではなく、広く一般国民の間に生か
され、育てられなければならないので
あります。その意味におきまして、本
條は特に国民の間に広く国際的理解を
深めることを規定いたしましたのであり
ます。国際的理解とは、他国民を理解
するとともに、他国民によつて理解され
ようと努力することであり、また物事
を国際的、世界的視野から考えること
でもあります。そしてこれにより互に
に視野を広め、理解と寛容と友好の精
神を養ひ、人類共通の福祉と平和な世
界を建設するための国際的協力を促進
しようとするものであります。わが国
におけるユネスコ活動は、国際連合の
精神にのつとて行われるべきことを規
定した点も、特に注意を要するところ
であります。国際連合の精神とは、言
語に絶する悲哀を人類に與えた戦争の
惨害から将来の世を救うため設立さ
れた国際連合を貫く基本精神であり、
国際連合憲章に示されてゐる精神であ

ります。このように国際連合との関係
を重視してゐることに、この法律の
著しい一特色があるのであります。

次に第三條は、ユネスコ活動が、
ユネスコ、国際連合、諸国のユネスコ
国内委員会、その他の関係団体等と協
力しつつ展開されなければならない旨
を明らかにし、国際協力の重要性を規
定いたしました。

第四條においては、国や地方公共団
体がみずからユネスコ活動を行うこと
も、民間のユネスコ活動に助言や援
助を與えることを規定しております。
このように、政府も国民もともに力
を合せ、その健全な発展に努むべき
ところに、ユネスコ活動の一特色が見
られるのであります。

第二章におきましては、日本ユネス
コ国内委員会について規定してありま
す。このことにつきましては、国内に
おきましてはもちろんのこと、ユネス
コ本部におきまして、日本に設けら
れる国内委員会に対し多大の関心と期
待を寄せております。申すまでもな
く、ユネスコの目的とするところは、
パリにあるユネスコ本部の活動のみに
よつてはとうてい達成を期し得ないの
であります。ユネスコの運動が実を結
び得るかにいふかは、各国におけるユ
ネスコ活動に対する熱意と協力のいか
んにかかつてゐるのであります。ユネ
スコと各加盟国とを結びつけ、各国に
いて健全なユネスコ活動を促し刺激
する原動力ともなるべきものは、国内
委員会でありませう。この意味にお
いて、ユネスコは各国の国内委員会に多
大の希望をかけてゐるのであります。
特に平和国家、民主国家として再生
し、今年よりやうく独立しようとする日

本に設けられる国内委員会に対し、期
待するところ特に大なるものがあるや
に聞いておりますので、日本の実情に
即して効果的な活動を行なひ得る国内委
員会が設置されませう、法制上も適
重配慮した次第であります。

第五條は、国内委員会はユネスコ活
動に関する助言、企画、連絡および調
査のための機関である旨を定めており
ます。国家行政組織法第八條に基づき、
文部省の機関として設けられますが、
第六條でも明らかでありますように、
單なる審議ないし諮問機関ではなく、
企画、連絡、調査、普及等の機能をも
有します意味におきまして、ある程度
行政機関的な機能を持つことは、特に注
意を要するところでありませう。国内委
員会は、国際條約であるユネスコ憲章
第七條の趣旨に從つて設けられる点
で、国内の他の諸機関と異なる性格を
持つてゐるわけであり、国内委員会が
自由に活動して所期の目的を果し得る
よう、できるだけその所掌事務及び權
限を広く規定した次第であります。そ
の所掌事務は、一、ユネスコ総会にお
ける政府代表の選挙その他の重要事項
につき審議し建議すること、二、わが
国におけるユネスコ活動の基本方針を
策定すること、三、国の内外にわたり
連絡を行うこと、四、調査を行うこと、
五、普及を行うこと等でありませう。

また、国内委員会の事務は国の内外
にわたりますので、外務省の事務とい
かに調整すべきかを慎重に協議研究し
た結果、第七條にありませう。国内
に、国内委員会は、その對外事務を
処理するにあたり、国の對外政策に関
連する場合には外務大臣と緊密に連絡
して行ふものとし、また外務省にお

ても、国内委員会の對外事務の処理に
ついて、積極的にこれに協力するよう
に規定することとしたのであります。

国内委員会の構成については、最も
苦心したところでありませう。従来から
いろいろ意見もありましたが、ユネ
スコ国内委員会設置準備会における慎
重研究の結果を取入れて本法案のよう
にしたのであります。元來国内委員会
の目的及び構成を規定する根本規定で
あるユネスコ憲章第七條第一項は次の
ように述べております。「一、各加盟
国は、教育、科学及び文化の事項にた
ざわつてゐる自国の主要な団体をこの
機関の事業に参加させるために、その
特殊事情に即する措置を執らなければ
ならない。その措置としては、広く政
府及びこれらの団体を代表する国内委
員会の設立によることが望ましい。」こ
の趣旨を生かすため第九條各号に規定
する通りの種々の領域から各員数を選
出することとしたわけでありませう。
文部大臣は、右各号に掲げる員数
以内を委員として任命するわけであり
ますが、両院議員以外のものについて
は、国内委員会から推薦されたものに
つき、内閣の承認を経て任命すること
と規定し、構成そのものはもとより、
任命の手續についても民主的であるこ
とを期した次第であります。

とにかく国内委員会の委員の選任に
ついては、このユネスコ憲章及びこの
法律案の趣旨が十分生かされ実現され
るよう慎重にとりはからうと思つて
おります。そして、わが国におけるユ
ネスコ活動の健全な発展を促進するよ
うな国内委員会が、民主的な基礎の上
に、わが国情に即して、設置されるよ
う希望いたしております。

委員の任期は三年といたしました。
また委員の任務は、ユネスコ憲章やユ
ネスコ総会の決議に基く国際的責務の
遂行と密接な関連を持ち、特殊なもの
がありますので、特別職といたしまし
た。

国内委員会は、原則として年二回会
長が招集するわけでありませうが、そ
れのみではとうていその任務を遂行で
きませんので、第十三條は、運営小委員
会、選挙小委員会及び専門小委員会を
置くことを規定いたしております。会
務の運営、各分野の専門事項の調査等
につきましては、これら小委員会の活
動にまづところ大なるものがありませ
うので、小委員会を活用することが、国
内委員会の重要な関心となるわけであ
ります。なお、第十七條は、国内委員
会が運営小委員会等に議決権を委任で
きる旨規定してあります。

さきに述べたように、国内委員会は
広汎かつ相当強力な機能を持つわけ
であり、国内の教育、科学、文化、大衆
通報その他の領域の協力を得て、海外
との交流を促進し、世界平和と人類の
福祉のための具体的、建設的かつ積極
的な寄與をなすことが期待かつ要望さ
れてゐるのであります。従ひまして、
国内委員会が、その所期の成果を収め
ますためには、充実した専門的な事務
機構が設けられることがぜひ必要であ
ります。このことは各加盟国における
経験にかんがみてユネスコ本部にお
いても特に強調してゐるところであり
ます。そこで第十八條は、一、国内委員
会の事務を処理させるため、国内委員
会に事務局を置くこと、二、事務局に
事務局長、次長その他所要の職員を置
くこと、三、事務局長は、会長の一

的監督のもとに、事務局の事務を総理すること、ニ、事務総長は国内委員会の会務に關し助言をすることができるとを規定し、事務局の充實を期しているのであります。

なお附則におきまして所要の経過規定を設け、その他の法律の規定の整備を行つております。特に最初の委員の推薦は、第九條の規定にかかわらず、文部大臣が任命する国内委員会第一回推薦委員が合議して行う旨規定いたしました。

さらに關係法律を整備するため、文部省設置法、国家公務員法、特別職の職員に給與する法律及び教育委員会法の一部改正を規定いたしております。

以上、本法案の大綱を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるよう御願いたします。

○竹尾委員長 本法案に対しまする質疑は次会に譲ることといたします。

○竹尾委員長 次に、図書館法の一部を改正する法律案を議題といたし、文部当局の提案理由の説明を求めます。天野文部大臣。

図書館法の一部を改正する法律案 図書館法の一部を改正する法律案 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「教育学部又は学芸学部を有する大学が、」を「大学が、」に改める。

附則第4項中「大学の附屬図書館」を「学校に附屬する図書館」に改

め、「職員」の下に「(大学以外の学校に附屬する図書館の職員にあつては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四條に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一條の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。)」を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○天野國務大臣 今回政府より提出しました図書館法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

図書館法は、あらためて申し上げるまでもなく、わが国の図書館の健全な発達をはかり、国民の教育及び文化の発展に寄與することを目的として、昭和二十五年四月、第七国会において制定され、關係者の多年の要望が実現されたものであります。爾來この法の目的に沿つて図書館は、新しい図書館奉仕の機能を確立し、地域社会の文化的中心機関として活潑な社会教育活動が展開され、年々著しい進歩を示しております。事実、まことに御同慶にたえません。特に図書館の専門職員の資質の向上については、法の規定に基き講習を奨励して、公共図書館及び学校図書館とを問わず、その職責の重要性の自覚を促し、自主的な専門的意見と技術の研究が活発となりましたが、昭和二十六年度においてはすでに約一千二百人の専門職員の資格付與の講習が行われたのであります。政府は専門職員の充實をはかることが、図書館の本

質的機能の確立の基礎となり、法の目的を達する原動力となるものと考へますので、この講習の実施について積極的な努力をされているのであります。つきましては、法の規定に基き講習の実績にかんがみまして、この講習をより効果的に、計画的に行い得るようにするために、次の通り、現行法の一部を改正する必要があるものであります。

改正の第一点は、図書館の司書及び司書補の資格付與の講習を、教育学部または学芸学部を有しない大学も行い得るよう改めようとするものであります。すなわち現行法によれば、この講習の受講は、教育学部または学芸学部を有する大学に限られていたものであります。現在教育学部または学芸学部を有しない大学の文学部等において図書館に關する科目が置かれていて、ところが多く、かつ自主的な講習も行われている実情なのであります。従つてこれらの大学は当然現行法に基き文部大臣の委嘱講習を行ひ得る要件を備えているわけでありまして、この点を時宜に適するよう改めたいと思つております。

なおこの点については、すでに私立大学図書館協議会から請願がなされ採択されているのであります。

改正の第二点は、図書館の司書及び司書補の暫定資格を、大学以外の学校に附屬する図書館に勤務する、教諭免許状を有する者にも與へることに改めようとするものであります。すなわち、現行法においては、法施行の際、大学附屬図書館の司書または司書補に相當する職員にそれら、暫定資格を與えていますが、大学のみならず、小中

高等学校等の附屬図書館の職員も活発な活動を行つており、かつ暫定資格を得て、受講の機会を持ち、専門職員の資格の取得を望んでいる者が多いので、これらの職員のうち、教諭免許状を有する者に対し、暫定資格を付與し、講習受講の機会を與へるよう改めたいと思つております。

以上が、この法律案の骨子であります。が、現実に処理を迫られている問題でありますので、よろしく御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

なお、図書館法の改正点については、他に若干存しているものの、他の法令との關係もあり、目下研究中であることを付言する次第であります。

○竹尾委員長 ただいまの文部大臣の提案理由の説明に對しまして、文部当局より補足的説明を求められております。これを許します。寺中政府委員。

○寺中政府委員 このたび政府より提出しました図書館法の一部を改正する法律案についてその大要を御説明申し上げます。

図書館法は、社会教育の精神に基き、図書館の設置及び運営に關し必要な事項を定めてその健全な発達をはかり、国民の教育と文化の発展に寄與することを目的として、去る第七国会において制定され、昭和二十五年法律第百十八号として同年四月三十日公布、同年七月三十日から施行になつたものであります。法施行後現在まで約二年を経過しましたが、この法が關係者の十年余の要望でもありましたので、わが国の図書館関係者に非常な喜びをもたらすと同時に、職務の重要性を自覚

せしめ、新しい図書館奉仕の機能確立のために大きな抱負と勇氣とを醸成し、着々その実績を示しておりますことは、まことに御同慶にたえないところであります。

法が施行されて以來、短時日の間に、わが国の図書館がどのような発展の過程を示したかを、具体的にその事例をあげれば、およそ、次の通りであります。

第一は、図書館の新設及び復旧の増加であります。すなわち、図書館制度の確立と相まつて、図書館の重要性並びに必要性が痛感されて、新設及び戦災等により復旧計画が促進され、新設のもの約四千館、復旧のもの約十館が数えられるのであります。特に国庫補助金交付の最低基準は、新設及び復旧の標準となり、これらの計画が助長されている事実は、この法の特徴とも申すことができるのであります。

第二は、図書館奉仕機能の整備であります。すなわち、新しい図書館の機能は、地域社会の各種の事情を反映して、動く図書館としての奉仕活動を基調とするわけで、常に地域住民の実生活に即応して、容易に利用し得る体制を整へることが肝要なのであります。従つて各地の図書館は、この精神にのつとめて、閲覧方法も旧來の出納式を接架式に改め、出納手を経ずして自由に圖書の利用ができるような設備を施し、かつ直接図書館を利用できぬ人々のために、移動図書館、即ちわが自動車文庫を設け、すでに全国で約十五台の移動図書館が活動している等各種の新しい図書館奉仕が進展しつつあるものであります。

第三は、図書館専門職員の充実であります。すなわち、専門職員である司書及び司書補の資格規定に基いて、これらの職員の資格付與の講習が行われるようになったのでありますが、この講習を契機として、専門職員の識見技術の向上がはかられるとともに図書館学に関する諸種の研究が旺盛となりまして、おのづから専門職員の資質が向上されて来たのであります。

文部省としても、この専門職員の養成充実が、わが国図書館発展の原動力となるものと考え、大いに努力いたしており、このたびの改正もこれに関連するわけでありましたが、昭和二十六年においては、すでに約一千二百人の講習を終り、引続き二十七年度も約二千人の養成講習を予定し、所要の準備を進めていたものであります。

以上申し述べた過去二箇年の法実施の経験から考え、特に重要と思われる専門職員の充実について、現実、しかも早急に解決を要する問題が生じて参りましたので、次の通り現行法の一部を改正し、法の実施をさらに円滑にし、法の目的を實現したいと思つてあります。

改正の第一は、法第六條第一項の規定に基く文部大臣の大学委嘱講習を、教育学部または学芸学部を有する大学のみに限定せしめ、広く大学に委嘱できるように改めようとするものであります。すなわち現在図書館に関する科目が設置されている大学は、東京大学を初め京都大学、早稲田大学及び慶応大学等、国公立大学を含めて、全国で約十六の大学に及んでおり、それ以外に有能な教授陣容を備えて開講し、自主

的な図書館講習を計画実施しているところが多いのであります。しかし図書館に関する科目は、ほとんど文学部に属し、しかも大部分教育学部または学芸学部を有しない大学が設置している実情なのであります。従つて、これらの大学は、教育学部または学芸学部を有しなくとも、十分文部大臣の委嘱講習を実施し得る大学でありますので、講習総合計画との関係からも、時宜に適合するよう改めたいと思つてあります。この点の改正については、すでに全国私立大学図書館協議会から請願がなされ、二十六年五月参議院において、同年七月衆議院においてそれぞれ採択されているのであります。

改正の第二は、法附則第四項の規定によつて、司書及び司書補の暫定資格が、公立図書館、国立国会図書館並びに大学附属図書館職員に與えられてゐるのでありますが、これらの職員のみならず、大学以外の学校図書館職員で教諭免許状を有する者及び教諭免許状を有するものとみなされる者についても、同様に暫定資格を附與することに改めようとするものであります。

すなわち、法制定の際には、この法が公立図書館を対象として規定していること、また、国立国会図書館支部上野図書館が国立国会図書館法第二十条の規定により、できる限りすみやかに東京に移管され公立図書館として再発足すること、並びに専門職員の講習を大学に委嘱することにより、大学図書館の果たすべき役割が大きいこと等の事情を勘案して、これらの図書館職員にそれ／＼暫定資格を付與したものであります。従つて、その当時において

は、大学以外の学校図書館職員については、この法の資格規定との直接具体的な関連を生ぜず、しかも、学校教育におけるこの種の規定を予想して暫定資格を付與しなかつたものであります。しかしながら、これらの当分の事情は、その後再検討すべき余地も生れて参り、さらに、講習の実態から申すと、大学以外の学校図書館職員が暫定資格を得ていないために、せっかく有能な職員でありながら受講の機会を失する者もあり、なお、暫定資格を獲得して受講を望む者が多いので、図書館相互間の円滑な人事交流の点からも考慮して、他の図書館職員と同様、法施行の日にかのほつて、暫定資格を付與するように改めたいと思つてあります。

すなわち、学校図書館が、学校教育の学習活動の拠点となる本質的機能の面から考え、これら職員のうち、正式教員、つまり教育職員免許法に規定する教諭免許状を有する者及び教育職員免許法施行法に規定する教諭免許状を有するものとみなされる者のみに、暫定資格を付與することとし、臨時免許状を有する者は除いたのであります。

以上の二点が、改正の要点でありまして、早急に解決を要する問題なのであります。図書館法の他の点についても、若干改正を必要とする問題もありますが、社会教育法を初め他の法令との関係もあり、なお、十分研究すべき点が多いので、目下検討中でありまして、右の事情を御了察の上、十分御審議くださり、一日も早く御賛成くださるよう、特にお願いする次第であります。

○竹尾委員長 本法案に對しまする質疑は、次会に譲ることいたします。

○竹尾委員長 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前会の文部大臣の提案理由の説明に對しまして、質疑の通告がございます。これを許します。小林信一君。

○小林(信)委員 提案理由の説明の中からお尋ねするのでありますが、改正の第三点としてあげております小樽商科大学短期大学部、福島大学経済短期大学部、千葉大学工業短期大学部、この三つの国立短期大学の設置の問題であります。これはいずれも夜間の授業を行うものであつて、勤労青年の進学希望にこたへたものであるという御説明なんです。おそれるという要望は、全国至るところにあると思つてあります。これに對して、文部省としては、どういふふうに見ておられるか。全国でどういふ勤労青年として希望しておられる状況を、少しお聞きしたいと思つてあります。

○稲田政府委員 お話のごとく、全国の国立大学に關しまして、地元において短期大学部の設置を要望せられる向きは、昨年設置しました地方及びここに設置しようと考えております地方以外にも、相当あるわけがございます。われ／＼といたしましては、せつかく国立で晝間の施設がありますれば、できる限りこれを夜間に活用いたしまして、勤労青年の就学に資したいと考えておりますが、なお国立大学の設備あるいは教員の定員等も十分でないのがありますので、そうした各国立大学の實力等を考えまして、今後において、なるべく広く、こうした夜間短期大学の設置を考えて参りたいと存しておる次第でございます。

○小林(信)委員 希望する者が非常に多いということは、私は文部省としても認められておるに伺つたわけでありまして、それならば、それを選ぶ場合に、どういふ條件が備わつていなければならぬかという点について、今多少触れられたようでありまして、特に今回三つの大学部が選定された点につきまして、具体的に伺いたいのであります。地方におきましては、どういふ條件が備わつたら短期大学というものが設置してもらえるかという点で、非常に要望する人たちが多いのであります。その点少し御説明をお願いしたいと思います。

○稲田政府委員 先ほど申し上げましたように、大学の設備を一つ考えるわけでありまして、地方で要望があるとする地域におきましても、不幸にしてその学校が戦災にかつたとか、設備が十分であるような場合におきましては、多少これを先に考えなければならぬ。また教授定員であります。これは大体各大学同じような状況であるわけでありまして、なお、いろいろ、実験、実習等を必要とする学科等につきましては、多少不十分だといふような考慮も用いたような次第でございます。本年度及び明年度に設置いたします各短期大学の基礎となります学部は、従来のいわゆる高等専攻でありまして、職業等も受けていないので、たいへん短期大学部を置きやすい大学であつたわけでありまして、ことにわれ／＼といたしましては、地方の要望が特に工業あるいは経済というような、産業

関係の学科の要望が第一でありますので、そうした点を将来十分考えて参りたいと思います。

○小林(信)委員　それから改正の第六点であります、定員が千六百三十九名の減少というふうになつておるので

すが、この内容をもう少しこまかくお伺いしたいと思うのです。まず国立大学附屬医学専門部の廃止による減員というのと、それから行政機関職員定員法の改正による減員ということがあげられているんですが、これの減員は何名であるか。それから当然増員されなければならぬものとして、ここにも書いてあるのですが、その増員は何名であるか。実質差引いて千六百三十九名の減少ということになっておるのですが、その点一つ／＼についてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○**稻田政府委員** 二十六年度の国立学校の総定員が、六万二千六百人でありました。それに対しまして、昨年の行政整理による定員減少が、千九百六十

九人でありました。二十七年度予算編成における増員が、三百三十人であります。従つて差引の減が千六百三十九人となりまして、その結果二十七年度の新定員が六万九百六十一人と相なつ

たわけであります。そうしてただいま予算編成による増と申し上げた三百三十人についてでありますが、さらに申し上げれば、これには学年進行によるもの増員とか、あるいは県立学校合併、その他新しい理由による増員の分が、合せて五百四十二名あるわけでありまして、それに対して、医専の減少等による減が二百十二名でありますので、差引三百三十人の増ということになつております。

○小林(信)委員　そこで附則の第二項ですが、千六百三十九名がこの二項に該当して、いわゆる職員の身分を失う

ものになるのですか、その点をお伺いしたい。

○稲田政府委員　千六百三十九名全体

るわけであります。

○小林(信)委員　そうすると、これに該当するのが多少あるにはあるわけですね。

○稲田政府委員　それに該当いたしますものも、高等師範学校あるいは専門学校等は、すでに別に定員の増に振りかえておりますので、そのためによる定員の処置はほとんどついております。

す。ただこれはまだ学年途中でござい
ますけれども、東京芸術大学とか、あ
るいは工業大学とか、一、二名あるい
は二、三名ぐらいの定員がまだ処置が
つかないでおりますけれども、おおよ
そこれらにつきましては、当該学校に
おいて、他の機関に移すとか、あるい
は円満退職せしめるとかいうような措
置が進行中であるように聞いておりま
す。

学校設置法の一部改正の法律が出た場合にも、こういう附則が載せられてあつたのですが、そのときも、局長が御説明になった場合にも、二つ、あつたのを

載せまされども、實際においては、これに該当する者はないように処置いたします。こういう御説明があつたのです。今回も同じような御説明で、法律ではこういうものがつくり得るけれども、實際においては、これに該当する者はないようにすることになつておりますが、しかしこの前も多少やはりそういうようなものが出たように伺つております。そういう内容であればあるほど、われ／＼この問題を考へてみますときに、こういうものを規定して、その者の持つておる権利を剝奪するとか、あるいは保障さるべき身分を保障されない形に、こうい

得ないのではないかというふうに言われるのですが、しかしまた、こういう形式を踏襲されるということは、これを出しさえすれば、首を切ろうという場合には、ほかのいろいろな問題を考えずに、この法律一本でもって首を切

ることができたのだという前例になるんじゃないかと、非常に働く人たちに脅威を感じさせ、そうしてまた無慈悲を感じるような形になるのです。局長の説明は、そういう学校がなくなるのですから、これはやむを得ないんじゃない

やないか、こういうのですが、そこに働く者の立場からすれば、そういうことでもつて、簡単に自分たちの身分というものが失われるようなことは、非常に困るんじゃないかという、二つの矛盾したものがそこにあるんじゃないかと思う。

○稲田政府委員 身分保障という点に立脚してのお話で、ございますけれども、かりにこれがなかった場合に、一体どういう保障がでるのかというこ

とを考えてみるわけでありすけれども、大学の教官について言いますれば、こういう場合には大学の事前審査があるわけでありす。事前審査で一体何を争うかという事実は、要するに

もやはり学長の言葉から、そういうこととが明らかになつておりますが、そういう事実があるかどうか。

○天野国務大臣 そういふ事実はあります。これは文部省内に、大学の学長を審査する大学設置審議会と、大学の学長があることは、松本さん御承知だろうと思うのですが、そこで審議するのに、ゆとりを持たせておく方がよいという趣旨でやつておるのだというふうには聞いております。

○松本(七)委員 そうすると、それを大学設置審議会から学長あてに要望されたのですか。

○天野国務大臣 文部省ですが、それを別に命令したわけでもなんでもないのであつて、そうすることが便宜だから、そうしたらいいんじゃないかということだと思います。

○松本(七)委員 もしもそういう便宜上からならば、そういう趣旨がよく徹底するような方法でやつていただかないと、あたかも自治を侵すような印象を與えておるのじやないかと思ひます。そういう点について伺ひたい。

○天野国務大臣 大学が完成してしまふと、そういうことがもつとはつきりするのですが、今つくりつつある大学は、完成した大学とは取扱ひ上いろ／＼違ふようなことが起るのも、自然やむを得ないかと思ひるのであります。大学事務局長から、もつと詳しく説明いたさせます。

○稲田政府委員 例で申しますと、大学完成途上でありまして、最初は一般教育の教授ばかりです。そうして次に専門課程の教授を充足して来るわけですから、その学部が完成途上におきまして、教授会が未完成の場合におき

て、教授会が教授会として働く場合には、そこにおもしろくない点も出る。そこで大学設置審議会におきましては、設置の際に審査いたしまして、教授の充足に条件をつけておるわけでございまして、その条件が充足せられ

る過渡期におきましては、設置審議会がそれに關與いたしまして審査するという状況でございまして、明年度に入りまして、国立大学の大体が完成するといふ年度に入るわけでございまして、

○松本(七)委員 それから先ほどの附則第二項ですが、この規定は、実際には該当者がないうようになるという見込みのもとに、締めくくりでやると言われるのですが、しかし、こういうことが適用されるおそれがないかということとが一つ。

それから旧高等学校の場合には、一年間俸給を支給して、就職の機会を與えたといふふう聞いておりますが、そういう考慮はどうなんでしょうか。

○稲田政府委員 これを適用するおそれがないかという御懸念に對しましては、昨年の例がございまして、いずれも円満に行つております。

それから旧高等学校の場合におきましては、異質のものでありますけれども、同程度の専門学校というものが包括学校としてかたわらに残つておりまして、その間において他に転職せしむるというふうな便宜もあつたわけでございまして、昨年以來の廃止の場合におきましては、そうした同程度のものがかたわらにならぬので、この点処置がほかに考えられまじいので、誤りなきを期する意味において、法規をはつきりさせておく必要を感じたわけでござ

います。

○松本(七)委員 それからこの定員の問題ですが、昨年の臨時国会で、定員整理が先ほどの御説明で千九百六十九名ですが、これらの各学校への配分状況というものがはつきりしないのです。新制と旧制との間に、バランスがとれてないとか、いろ／＼な意見があるようです。その配分状況を明らかにしてもらひたい。

○稲田政府委員 配分は国会で御修正になりましたときの一定率、二割とか十割という数を大体各学校の定員に按分いたしたわけでございまして、その際に、学校の規模の大小とか、あるいは教育機関の特殊の性質という点につきまして、多少補正をとるといふような配分は用いたわけでござい

ます。

○松本(七)委員 そうすると本年のこの三百三十人ですか、増員分の配分計画はどうなつておるのですか。

○稲田政府委員 この増員につきましては、それ／＼の予算的理由がございまして、あるいは学年人口によりまして、あるいはあるいは私立学校の合併でありますとか、あるいは夜間短期大学の創設であるとか、そうした理由によつて、この増員が積算せられておりますから、その理由のありますところ配分するのみでございまして。

○竹尾委員 他に御質疑はございせんか。

○岡谷委員 附属小学校の問題ですが、附属小学校は、もと／＼これは教授の練習機関でできておるのですが、現在附属小学校は、俸給のわくがきまつておるために、地方の教員よりも非常に待遇が低いということですが、こ

う状況で、教授の機関としてはたして存続しておいた方が悪いのかという事です。文部省では今年に存続させないという事を私は聞いたのですが、そういう意思がありますか。

○稲田政府委員 私どももいたしましては、附属小学校教員の待遇を改善したいという念願を持つておるわけでありまして、地方の教員は、国立学校教員の例によるはずでありますけれども、だん／＼地方の方がよくなつて来て、お話のように附属の方が遅れておる。附属の方は、ことに教育実習とか、あるいは観察とか、あるいは実験学校としての機能とか、講習会の指導とか、いろ／＼そこに付け加えられる職務がありますので、これは文部省といたしまして、人事課を中心といたしまして、そうした職階、職級、俸給、身俸の改正の際には、こうした点を實現したいと思つて、今いろ／＼協議いたしておる次第であります。

○岡谷委員 今附属小学校の児童募集方法ですが、あれがやはり選抜法によつておるのです。附属において、大体そうだと思うのですが、地域的にとつた方がよいじゃないか。昔は、もちろんそれでよかつたかもしれませんが、現在のように民主化された時代に、附属小学校がみな一年から試験制度をしておるの、非常に合理的でないではないかという輿論が地方にある。そういうふうにして優秀で家庭のいいような者だけをよつては、むしろ実際の教授の練習には当てはまらないじやないかという声があるのです。現在文部省としては、それは自由にしておりますか、どんなふうです

か。

○稲田政府委員 その点もつともでございまして、先般文部次官から通牒を出しておるのであります。もちろん附属学校に非常に優秀な児童、生徒を集めるという事は、その必要もございせんし、また種々弊害があるわけ

です。ただ実験学校でありますので、ある程度のレベル以下の者が入りますと、実験、観察等についての支障があります。また教育実習としてもそこに困難があるので、ある程度の試験はいたしなくては、別に優秀な者を集めるといふ心がけでやつてはいいない。その意味においてはなるべく試験をして数を多くとつて、その中から抽籤で落とすとか、あるいは抽籤を先にすると、種々の方法をもちまして、特別に優秀児ばかりを集めないようにといふ注意は、いたしておるわけであり

ます。

○岡谷委員 もう一つ、地方の国立大学等を視察してみますと、非常に事務官の数が多し。たとえば、昔の師範学校の学芸大学というところへ行つてみますと、事務官が部屋に一ぱいになつておるといふようなことを見るのですが、実際ああいうふうにたくさん必要であるかどうか、私わからぬのです。どうしても必要だといわれれば、それでけつこうですが、ひとつその点を承りたいのです。

○稲田政府委員 ここに数字的資料を持つておりませんけれども、旧高等学校、専門学校当時の事務官と、学生、生徒一人当りとの比率と、今日の事務官と学生、生徒一人当りの比率を比べますと、これは非常に減つてゐるのでございまして。終戦後二回、三回の行政整理がありました場合に、学校の

教官の方に手をつけませんで、自然事務官の方にその整理が加つて参りまして、年々減少して参つてゐるのが現状でございます。もちろん三年制の専門学校が四年制の大学になりまして生徒がふえるに従ひ、また研究という面がふえるに従ひまして、純粹の事務官あるいは教務職員というような者は、従来の機構よりも増さなければならぬ状態にあるにもかかわらず、全体の定員が減つてゐるというのが現状でございます。

○若林委員 関連して一言お伺いしておきたいと思ひます。専門学校令によりまして、専門学校に閉止せられたはずだと思つてゐるのでありますが、今年も公然と専門学校として生徒を募集してゐる学校が東京、大阪等に現存してゐる。これは承認しておられますかという事が第一。

第二に、その存在の根拠を御説明願ひたいと思つてゐます。申すまでもなく、専門学校として教育を続行する結果は、教員免許状、それから電気事業技術者資格等に特典を持つこととなりまして、他の新制度の学校との間に不公平を生ずることだと思つてゐます。この点をひとつお伺ひしたい。

○稻田政府委員 学校教育法の九十八條に「現に存する従前の規定による学校は、従前の規定による学校として存続することができる」と、こういう規定があるわけでございます。もとより、文部省といたしましては、新しい学校制度ができました以上、こういう旧制の課程の学校を存置するよりは、新しい学校に移行していただきたいの

であります。現在お話になつておりますのは、私立学校であらうと思つてございしますが、短期大学の制度もございまして、年々その新しい短期大学を創設せられる向きが多いと思ひますけれども、これに対して無理に時を限つて閉止するのも、学校経営者のためにお氣の毒と存じておりますので、多少その点ゆとりを持つて私どもは考えておりますが、決してこれを奨励する意味ではないのであります。それから、さらに各種の法律によりまして資格規定につきましても、何と申しましても新しい制度の学校の卒業生がまだ出ないか、あるいは少い状況でございまして、旧学制によりまして学校の卒業生に不利でないように、それと例外的に旧専門学校卒業生に対して特典を與えております。これはおそれく進行とともにまた適切に改正せられることだと考えております。

○若林委員 これは新学制確立という意味におきまして、これに重点を置いてゐるとするならば、その方向に進められるよう希望いたしておきます。

○竹尾委員長 これにて質疑を終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認めます。質疑はこれにて終了いたしました。

これより討論に入ります。

○岡(延)委員 本法案に対する討論はこれを省略し、ただちに採決を行ふことを望みます。

○竹尾委員長 同君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は省略せられました。これより採決いたします。賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○竹尾委員長 起立総員。よつて本法案は原案通り可決いたしました。

本法案の報告及び報告書の提出につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十五分散会

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕